

評価(ABCD)

1. 刑例 2 条に「不当な差別の発端」の定弁を置いた事、また、刑例 1 条に憎悪煽動表現の根拠と目的とを述べた事から、5 条 1 項 1 号は通常判断能力を有する一般人がその発端を取った事の下にその成立を論ずる。

(3) 1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30. 31. 32. 33. 34. 35. 36. 37. 38. 39. 40. 41. 42. 43. 44. 45. 46. 47. 48. 49. 50. 51. 52. 53. 54. 55. 56. 57. 58. 59. 60. 61. 62. 63. 64. 65. 66. 67. 68. 69. 70. 71. 72. 73. 74. 75. 76. 77. 78. 79. 80. 81. 82. 83. 84. 85. 86. 87. 88. 89. 90. 91. 92. 93. 94. 95. 96. 97. 98. 99. 100. 101. 102. 103. 104. 105. 106. 107. 108. 109. 110. 111. 112. 113. 114. 115. 116. 117. 118. 119. 120. 121. 122. 123. 124. 125. 126. 127. 128. 129. 130. 131. 132. 133. 134. 135. 136. 137. 138. 139. 140. 141. 142. 143. 144. 145. 146. 147. 148. 149. 150. 151. 152. 153. 154. 155. 156. 157. 158. 159. 160. 161. 162. 163. 164. 165. 166. 167. 168. 169. 170. 171. 172. 173. 174. 175. 176. 177. 178. 179. 180. 181. 182. 183. 184. 185. 186. 187. 188. 189. 190. 191. 192. 193. 194. 195. 196. 197. 198. 199. 200. 201. 202. 203. 204. 205. 206. 207. 208. 209. 210. 211. 212. 213. 214. 215. 216. 217. 218. 219. 220. 221. 222. 223. 224. 225. 226. 227. 228. 229. 230. 231. 232. 233. 234. 235. 236. 237. 238. 239. 240. 241. 242. 243. 244. 245. 246. 247. 248. 249. 250. 251. 252. 253. 254. 255. 256. 257. 258. 259. 260. 261. 262. 263. 264. 265. 266. 267. 268. 269. 270. 271. 272. 273. 274. 275. 276. 277. 278. 279. 280. 281. 282. 283. 284. 285. 286. 287. 288. 289. 290. 291. 292. 293. 294. 295. 296. 297. 298. 299. 300. 301. 302. 303. 304. 305. 306. 307. 308. 309. 310. 311. 312. 313. 314. 315. 316. 317. 318. 319. 320. 321. 322. 323. 324. 325. 326. 327. 328. 329. 330. 331. 332. 333. 334. 335. 336. 337. 338. 339. 340. 341. 342. 343. 344. 345. 346. 347. 348. 349. 350. 351. 352. 353. 354. 355. 356. 357. 358. 359. 360. 361. 362. 363. 364. 365. 366. 367. 368. 369. 370. 371. 372. 373. 374. 375. 376. 377. 378. 379. 380. 381. 382. 383. 384. 385. 386. 387. 388. 389. 390. 391. 392. 393. 394. 395. 396. 397. 398. 399. 400. 401. 402. 403. 404. 405. 406. 407. 408. 409. 410. 411. 412. 413. 414. 415. 416. 417. 418. 419. 420. 421. 422. 423. 424. 425. 426. 427. 428. 429. 430. 431. 432. 433. 434. 435. 436. 437. 438. 439. 440. 441. 442. 443. 444. 445. 446. 447. 448. 449. 450. 451. 452. 453. 454. 455. 456. 457. 458. 459. 460. 461. 462. 463. 464. 465. 466. 467. 468. 469. 470. 471. 472. 473. 474. 475. 476. 477. 478. 479. 480. 481. 482. 483. 484. 485. 486. 487. 488. 489. 490. 491. 492. 493. 494. 495. 496. 497. 498. 499. 500. 501. 502. 503. 504. 505. 506. 507. 508. 509. 510. 511. 512. 513. 514. 515. 516. 517. 518. 519. 520. 521. 522. 523. 524. 525. 526. 527. 528. 529. 530. 531. 532. 533. 534. 535. 536. 537. 538. 539. 540. 541. 542. 543. 544. 545. 546. 547. 548. 549. 550. 551. 552. 553. 554. 555. 556. 557. 558. 559. 560. 561. 562. 563. 564. 565. 566. 567. 568. 569. 570. 571. 572. 573. 574. 575. 576. 577. 578. 579. 580. 581. 582. 583. 584. 585. 586. 587. 588. 589. 590. 591. 592. 593. 594. 595. 596. 597. 598. 599. 600. 601. 602. 603. 604. 605. 606. 607. 608. 609. 610. 611. 612. 613. 614. 615. 616. 617. 618. 619. 620. 621. 622. 623. 624. 625. 626. 627. 628. 629. 630. 631. 632. 633. 634. 635. 636. 637. 638. 639. 640. 641. 642. 643. 644. 645. 646. 647. 648. 649. 650. 651. 652. 653. 654. 655. 656. 657. 658. 659. 660. 661. 662. 663. 664. 665. 666. 667. 668. 669. 670. 671. 672. 673. 674. 675. 676. 677. 678. 679. 680. 681. 682. 683. 684. 685. 686. 687. 688. 689. 690. 691. 692. 693. 694. 695. 696. 697. 698. 699. 700. 701. 702. 703. 704. 705. 706. 707. 708. 709. 710. 711. 712. 713. 714. 715. 716. 717. 718. 719. 720. 721. 722. 723. 724. 725. 726. 727. 728. 729. 730. 731. 732. 733. 734. 735. 736. 737. 738. 739. 740. 741. 742. 743. 744. 745. 746. 747. 748. 749. 750. 751. 752. 753. 754. 755. 756. 757. 758. 759. 760. 761. 762. 763. 764. 765. 766. 767. 768. 769. 770. 771. 772. 773. 774. 775. 776. 777. 778. 779. 780. 781. 782. 783. 784. 785. 786. 787. 788. 789. 790. 791. 792. 793. 794. 795. 796. 797. 798. 799. 800. 801. 802. 803. 804. 805. 806. 807. 808. 809. 810. 811. 812. 813. 814. 815. 816. 817. 818. 819. 820. 821. 822. 823. 824. 825. 826. 827. 828. 829. 830. 831. 832. 833. 834. 835. 836. 837. 838. 839. 840.

(桑)もおれがよいです。

本件自由の権利の性質は、表現の自由という重要な憲法上の権利であり、その規制態様は、6ヶ月以上の懲役又は10万円以上の罰金と厳しい。加えて、下市長は、その表現を不当な差別と認定した上で、その内容に着目した公権力による規制といふ。

表現の自由は、表現の自由の重要な要素である。表現の自由は、表現の自由の重要な要素である。表現の自由は、表現の自由の重要な要素である。

ア その(1)当該表現を認め、事にし、生じた害悪が明白であり
(2)その害悪が時間的・場所的に限定され、かつ、その
(3)当該手段が、必要最小限度といふ場合には、その内容に
係る。

その表現は、表現の自由の重要な要素である。表現の自由は、表現の自由の重要な要素である。表現の自由は、表現の自由の重要な要素である。

イ 本件を前に、本件公園は、A国本身の市街者とその家族が
居住する場所から離れており、耳に入る可能性は少ない。中々に
害悪は明白でありといふ。(1)不充足)

その表現は、表現の自由の重要な要素である。表現の自由は、表現の自由の重要な要素である。表現の自由は、表現の自由の重要な要素である。

次に、過去に本件団体は類似の行為を行って、A国民と衝突
を生じた等の問題は、その下で害悪は生じた、といふ。
(2)不充足)

そして、処分として、即、罰則という非常に厳しいものであり、一時的
な使用停止と処分等が考えられ、かつ、その手段も必要最小限度といふ
い(3)不充足)

その表現は、表現の自由の重要な要素である。表現の自由は、表現の自由の重要な要素である。表現の自由は、表現の自由の重要な要素である。

したがって、本件下市長の行った処分は、憲法21条1項に反し
違憲である。

(前) 加えて、公園たる公の施設は、パブリック・フォーラムとしての性質
を有するため、本来の公園利用者の弊害と対する限り、使用
を認め、また、その事情を考慮せず、下市長の安易に
処分を下している事について、問題がある」と主張する。

その表現は、表現の自由の重要な要素である。表現の自由は、表現の自由の重要な要素である。表現の自由は、表現の自由の重要な要素である。

2. 下市長の反論

(1) パブリック・フォーラムについては、本件公園は、下市等市街の中
心に位置しており、本来の利用者の妨げとなる事とを考慮して
それを規制したと反論する。

(2) 次に、その弁護人が、内容規制であると主張する点に、反論する。
すなわち、本件は、事例に抵触すると下市の管轄する公の施設

2 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
憲法	2年・3年修了生		

内容規制について

①

表現活動の規制について

②

②

内容規制について適切な議論になっていると思います。

言いたいことは十分判かり、表現活動の自由が侵害されるという旨の議論と見て差し支えないと思います。表現の自由が他の手段を通じて実現するということですが。

市の人口減少が問題なのですか。そうではなく、A国の人口増大のためだと思えます。

その点に、どの程度規制が必要なのかという。例えば、第21条16項のような具体的な規制があればいいと思います。

下掲表現についての指摘ですね。適切だと思います。

下の表現活動を認めない。A市以外、公の施設での表現活動を禁止している。A市内容中立規制であり、反論あり。内容中立規制の場合、表現の自由市場や表現の自由に対する多面的効果は、内容規制の場合より、懸念の余地が大きい。P. 目的が重要であり、目的と手段との間に実質的関連性がある場合は、本件は合憲である。

本件をめぐり、A市は労働力不足とA国民の労働力に依存しており、A国民と調和した生活を行う必要がある。そのような中で、本件のような発言を行うとA国民は不快を感ずるとし、A市がこれを規制することは、A市の近衛上重要であり、A市の表現活動を規制することは重要である。

次にA市はA国民に批判的かつ固執するA市内での表現活動を規制すること。そのような表現を行う団体は減少すると考えられるため、目的と手段の間に実質的関連性も認められる。したがって、本件はA市が内容中立規制という立場に立つた場合、本件は合憲である。

(3) 最後に、差別の表現の場合、憲法21条1項の保障を受けず、制約が当然に許されると主張する。なぜなら、人種、民族等とに基づいて攻撃する行為は、対象者を傷つけたり、A市の公共の福祉(憲法14条、13条)の観点から強い制約を受けなければならない。

本件はA市の表現は「A国民の民族・国に群るが自己の権利」としてA国民という民族・国民に対して攻撃を行っている。差別の表現に当たるとして、憲法21条1項の保障を受けない。したがって、A市の表現行為を制約することは合憲であると主張する。

以上

好ましい表現ではないですね。

1 憲法について

まんべんなく点数を稼ぎに行く答案ができていたのではないかと思います。司法試験の答案としても憲法だけであれば周りと比べて見劣りするものではないので自信を持って良いと思います。ただ、気にかかったのは、答案 p3 に入ってからのはめは、時間がなかったからか「本当か」と思える内容だったり、「それはなぜだ」と思える内容だったと読めてしまいました。時間配分が難しいのは、私自身受験時代悩まされましたが、せっかく説得的に書く能力があるのにもったいないと感じました。本番でも気を付けてもらったら良いと思います。

2 答案について

記述の仕方として気になった点はないかと思います。

下記の点数配分についてですが、配点表自体は先生の出題の通りですが、私の感覚による点が多いです。あまり気にしないでください。

修了生 目瀬健太

法令違憲の主張 (20 点)	13
本件条例が表現内容規制に当たること、それゆえ慎重な合憲性の審査に服すべきであることが適切に顧慮されているか (5 点)	5
いわゆる「パブリック・フォーラム」の法理が適切に顧慮されているか (5 点)	3
条例 2 条について、漠然不明確性または過度広範性が顧慮されているか (5 点)	3
これとの関連において萎縮効果への懸念が適切に論じられているか (5 点)	2
適用違憲の主張 (20 点)	7
X らの発言は、直接的には T 市の住宅供給施策等に対する批判を内容としており、もっぱら A 国人への嫌がらせを内容とするものではないことが踏まえられているか (5 点)	
また、そのことが、本件集会の文脈（たとえば集会場所等）や発言内容に言及しつつ論じられているか (5 点)	5
T 市の具体的施策を批判する集会に本件条例を「適用」すること（つまり本件集会に中止命令を発出すること）の是非が、限定解釈やいわゆる「適用違憲」の可能性を踏まえつつ、適切に検討されているか (5 点)	2
限定解釈については、どのように「限定」するのも含めて具体的に論じられているか (5 点)	
想定される反論 (10 点)	7

差別煽動表現は、通常の言論と同等の保障には服さない可能性が検討されているか（5点）	5
大音量のマイクを用いて、若者の往来も多い繁華街で催された本件集会の文脈、さらにそのような場において A 国人を「シロアリ」と呼ぶ言動がみられたことへの評価が論じられているか（5点）	2
計（50点）	27

私が採点した 9 通中最高点は 33 点でした。30 点以上を A、29 点から 20 点を B、19 点から 10 点を C、9 点以下を D としています。ただ、上述の通り、私の主観によるものです。

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
憲法	(2年)3年・修了生		

評価(ABCD)

第一 本件条例の違憲性について

1 本件条例は、Xが当該集会を行う自由を侵害しており、~~違憲ではない~~と主張する。以下、理由を述べる。

「当該集会」とは何ですか。

2 まず当該集会を行うことは、個人の言論を伝え、それを共有し、発展させていくものであるから、表現活動としての性質を有する。したがって憲法21条1項により表現の自由として当該自由は保障されている。

3 そして、本件条例は、~~特定~~特定の言論を禁止し、6条の命令に従わない者に対して、10条で罰則を課している。これにより、事実上、上記言論を行うことが困難になっているため、表現の自由が制約されている。

条例は純粋に71条の1の1の命令違反の罰則を課していると思われ、

ただし、公共の福祉による制約をある程度受けることは認めなければならない。

4 そこで違憲審査基準をいかに解するか問題となる。

(1) まず、表現の自由は、個人が、言論活動を通じて、個人の人格を発展させるという自己実現の価値を有する。また、個人が言論活動により、意見を伝達することは民主政に資するものであり、~~社会に資する~~自己統治の価値をも有しており、表現の自由は重要な権利であるということができる。

具体的に書けて良いと思います。

5 5 として、本件条例は5条で「差別的言論」という表現内容に着目した規制を行っている。このような表現内容規制は、本来的に許されないものである。~~表現内容規制することは思想の自由市場によって~~有害な表現は、思想の自由市場によって淘汰されるべきであり、内容に着目して規制することは、表現そのものの~~自由~~が思想の自由市場に参入することを阻害し、市場が機

内容規制の極限だと思います。取れている基準は十分でありました。

能なくなるからである。内容が許されない理由はない。具体的に述べないといふ。

さらに10条の罰則には懲役~~を科してあり~~を科してあり、
侵害の態様も強いといえる。

そこで、本件条例が、合憲といえるためには、①当該言論により、~~発生する事~~市民生活に害悪が発生することの因果関係が明白であり②その害悪が、差し迫ったものであること、を必要とすると解する。

5 (1) ①について

10 本件条例の目的に照らせば、本件条例が防止しようとしている害悪とは、~~事~~不当な差別的言論が地域社会に~~広がり~~、~~有る~~特定の身分~~種~~の者を、社会全体が敵視して、その結果、それらの者の~~生命・身体・財産~~の、生命・身体・財産に危険が及ぶことであると解される。

15 しかし、Xのような団体が、差別的言論~~を~~集~~を~~を行なったかとい、て、その思想が社会全体に広がるとはいえない。また、社会の中でその思想を持つ者が多数派になったとしても、当該言論以外の要素が~~複数~~複数入り混じったことによるものといえるから、当該言論との因果関係は肯定できない(①不充足)。

20 (2) ③について

①が認められない以上、②は当然に認められない。

(3) よって、本件条例は違憲である。

25 6 T市の反論について

5 T市は、差別的表現は低価値表現であるから表現の自由といえども、その保護の必要性は低く、前述の違憲審査基準よりも緩やかに合憲性を判断すべきであると反論することから予想される。

30 7 たしかに、差別的表現は低価値といえるかもしれない。

2 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
憲法	2年・3年・修了生		

評価(ABCD)

しかし、そうであっても、やはりその表現の淘汰は思想の自由市場に委ねるべきであるから、T市の反論は失当である。さらにXの主張は税金の徴収に~~関係があるから~~やはり保護の必要

良い指摘と
思います。

第2 処分の違憲性について

仮に本件条例が合憲であるとしても、本件のXの集会で、罰則を科することは違憲であることも主張する。まず、Xの主張は、T市の税金の徴収が政策に関するものであり、政治的意見の表明

適用問題に
なれないと
言っている
のはおかしい
です。

さらに、~~本件~~本件集会が行われた場所は、公園であり、集会が原則許されるパブリックフォーラムであり、
ここで行われた集会に本件条例を適用して
処罰することは、表現の自由を著しく制約する
ものであり許されない。したがって違憲である。

パブリックフォーラム
の場では表現の自由の
著しい制約はない。

第3 明確性について

「不当な差別」というのはあまり不明確であり、
表現に対する~~差別的~~差別的効果をもたらすから
違憲であると主張する。

本件は、条例の2条により「不当な差別的言論」の定義が定められているから、一般人の理解においてこの定義にあてはまるか、否かの判断を可能ならしめる基準は読みとれない。

したがって違憲である。

以上

目頼

評価 C

1 憲法について

一つ一つの論述として、誤りはないと思いますし、理解がよく示されていたかと思います。点数が思っているより悪い印象かもしれませんが、決して憲法の勉強ができないということではないと思います。

ただ、私自身ロースクール時代には憲法を好きでよく勉強していましたが、司法試験の結果は D でした。その理由を自分なりに分析するに、主要とはいえない判例を深く読み、学説の深い理解を追いかけてしまい、本番でそれを用いることはないということにあったのではないかと考えています。小川君の答案を読み、昔の私に近いところを感じました。雑な言い方かもしれませんが、本番は短い時間で行われ、書ける分量に限界があるという点を意識する必要があるかと思います。その中で、本件事情を拾い評価すること、すなわち当てはめも大切です。それを心のどこかに置いて憲法の学習を進めていただければ良いのではないかと老婆心ながら思いました。

2 答案について

変な癖があるとは思いませんし、答案の型として問題ないと思います。

下記の点数配分についてですが、配点表自体は先生の出題の通りですが、私の感覚による点が大きいです。あまり気にしないでください。

修了生 目瀬健太

法令違憲の主張 (20 点)	1 2
本件条例が表現内容規制に当たること、それゆえ慎重な合憲性の審査に服すべきであることが適切に顧慮されているか (5 点)	5
いわゆる「パブリック・フォーラム」の法理が適切に顧慮されているか (5 点)	3
条例 2 条について、漠然不明確性または過度広範性が顧慮されているか (5 点)	3
これとの関連において萎縮効果への懸念が適切に論じられているか (5 点)	2
適用違憲の主張 (20 点)	2
X らの発言は、直接的には T 市の住宅供給施策等に対する批判を内容としており、もっぱら A 国人への嫌がらせを内容とするものではないことが踏まえられているか (5 点)	
また、そのことが、本件集会の文脈（たとえば集会場所等）や発言内容に言及しつつ論じられているか (5 点)	
T 市の具体的施策を批判する集会に本件条例を「適用」すること（つまり本件集	2

会に中止命令を発出すること)の是非が、限定解釈やいわゆる「適用違憲」の可能性を踏まえつつ、適切に検討されているか(5点)	
限定解釈については、どのように「限定」するのもも含めて具体的に論じられているか(5点)	
想定される反論(10点)	5
差別煽動表現は、通常の言論と同等の保障には服さない可能性が検討されているか(5点)	5
大音量のマイクを用いて、若者の往来も多い繁華街で催された本件集会の文脈、さらにそのような場においてA国人を「シロアリ」と呼ぶ言動がみられたことへの評価が論じられているか(5点)	
計(50点)	19

私が採点した9通中最高点は33点でした。30点以上をA、29点から20点をB、19点から10点をC、9点以下をDとしています。ただ、上述の通り、私の主観によるものです。

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
憲法	2年・8年・修了生		

評価(ABCD)

1. 法令違憲について。A国という国名は架空です。

(1) 本件条例全体が、~~憲法~~ 21条より保障される「在留A国人への公衆
形成に及ぼす」という集会を自由侵害している。本件条例は、
憲法21条に反し、違憲であると主張する。(本件はA国でしか認めない)

(2) ~~本件集会は、21条における集会にあたり、21条より保~~

(2) 相手方としては、Xの発言内容は、A国人の名誉を侵害する
内容を含んでいるために、21条より保障を主張する。言明は、
と主張する。

(3) Xの表現は、A国人という不特定多数の人を指して発言
しているために、刑法230条の名誉毀損にあたり発言ではない
ために保障対象に含まれる。

また、~~本件集会は、21条における集会にあたり、21条より保~~

したがって、YがA国で認められる自由は、~~21条~~ 21条より保障される。

(3) 条例の構成として、5条に~~新設~~ 6条より中止命令。

10条より、罰則が設けられていない。5条にあたり、集会を行う

ことができなくなることを予定しているから、制約にあたり。

(4) 上記制約は、正当化できるのか

相手方としては、Xの表現の自由は、A国人の名誉毀損の部分か

含まれているために、通常表現の自由より、保障の程度は低いと主張する。

また、条例は、あくまで、Y市内での公共の場での発言を禁止しているから、

す。場所的規制であるから、内容中立的規制であると主張する。

それに対し、Xとしては、A国人の名誉毀損はあくまでも、発言内容の本質

部分は、在留外国人に公衆を及ぼすという政治的言論の問題で

ある。政治的言論は、自己表現の自由という表現の自由と密接な関係がある

部分であるから、保障の程度が常であるわけではない。

また、条文の規定からわかるように、本件規制は、不当な

差別的言論に該当する必要がある。これに該当するかどうかを判断する

憲法に根拠を認める。

憲法に根拠を認める。相対的な
自由はそのような制約を受ける
もの。

憲法に根拠を認める。相対的な
自由はそのような制約を受ける
もの。

憲法に根拠を認める。相対的な
自由はそのような制約を受ける
もの。

/ ページ

裏面へ

がどうかは、明らかに内容について着目している。Y市の公共施設に於いては、内容について判断していることから、内容規制であり、制約の程度は、大きい。

低面表現の観点、内容規制の観点から反論がなされることがあると思います。

次に、公共の施設は、パブリックフォーラムの側面を有し、表現の自由は、最大限尊重されるべきである。

パブリックフォーラムは最大限尊重されるべきである。

したがって、本件規制を正当化するためには、目的が明らかに正当なもので、目的と手段が最小限度である必要がある。

(※1) 公園を使用することは、請求権の側面がある。しかし、地方法院は24条から、公園は、基本的に誰にも使用できるものであるから、公園を使用することは、自由権の構成要素となるべきである。

(5) 本件について、具体的に検討すると、目的は、不当な差別を禁止することにより、市民生活の安全と安心を確保し、社会の安定を實現することにある。安心安全の社会の實現は、国家の義務に包含されるから、明らかに正当なものである。しかし、不当な差別の言論を禁止して、それにより、おおよそ言論が実現することであり、必ずしも、安全安心を確保することに限らず、適合性を欠く。

差別禁止は、確かに正当である。

また、21条は、最大限尊重されるべきものであるのに、差別禁止を規定することは、~~過度な~~制約であり、全面的に禁止することは、~~過剰な~~表現規制であるといえる。

ただ、過度な表現規制といわれるのは、過度な表現規制の概念が具体的に定まらなければならないと思います。

したがって、条例は、必要最小限の手段といえるので、21条に反し、違憲である。

(6) また、2条の文言について、明確性の逆理から違憲であると主張する。21条の表現の自由は、抽象的な規定であるが、世帯別結果を生じて、~~いかに~~思想の自由が制約されるまた、表現の自由が制約されることにより、表現の自由が制約されるから、明確性が要される。

明確性について理解していることがわかります。

そこで、条例の文言が一般性を欠くから判断して、所ての行為が区別できるのであれば、明確であると解する。

条例(条例制定の経緯)と比べることで、通常の判断能力を有する一般人や「具体的場合」が扱われている。正確に書くべきです。

しかし、本件は、~~明確な~~抽象的な抽象的文言を用いており、具体的にどのような行為をすれば、「不当な差別の言論」に該当するかを判断することができない。

23 ページ

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
憲法	2年・3年・修了生		

評価(ABCD)

か したがって、明確性不足、違憲である。

2. 適用違憲

Xの発言内容は、「不白を差別的言論」にあたり、^{10条1項}憲法に違反する旨を、憲法でないと主張する。

5 1. Xの発言が「国民に対する差別的意識を助長し、誘発するおそれがある」という点に問題がある。

相手方としては、「おれ」に「おれ」は、差別的表現であるから、その自由市場に「おれ」は存在してはならないから、相対的な差別的表現であるから、違憲と考える。

公団は他者を利用するから、

10 しかし、Xの発言は、上記にも述べたように、政治的発言の本質である。主要な内容である。また、公団という施設は、言論をする場としては、低評価で、多数の人に発言できるからあるから、ハブリング・アラムの傾向があるから、他者の人格に不当に侵害するまでは、争点にならない。そこで、「おれ」とは、具体的に存在している人である。

15 (2) 本問について。たしかに、本件公団は、集会所の中にあり、家族連れや高齢者など、人通りが多く、騒音防止の必要性は高い。しかし、A国出身者は公団より離れた場所に集まる住人であり、言論により、直接的にA国人に被害を及ぼすわけではない。

3 A国人が被害を受けることにより、おれが被害を受けることにより、被害を受けることにより、国民が被害を受けることはない。また、Xの発言の主体は在留A国人の公費助成に関わるものである。おれを公団としても、国民の生活改善に

5 関係がある。A国人との差別的発言をおれである発言は、ヒートアップしたと主張するが、常に発言してはならないから、おれを公団として、具体的に、国民の差別的意識が具体的に助長されているとはいえない。

25 したがって、具体的には、生じていない。

どの程度の差別的表現が必要かについて基準とするのが良いと思います。ただ、差別的表現であるからして議論して課税すると思います。

議論に対する意見という通説だと思います。ただ、議論としては難です!!

最難問あり、事実の評価も通説だと思います。

3ページ
裏面へ

3) よて、Xの発言は、「不当差別」の言論にあたらず、
~~憲法第10条~~ 憲法第10条の趣旨に反し、違法です。

目録

5

10

15

20

25

30

4 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

評価 A

1 憲法について

私が見た答案の中では最も良かった答案です。

ただ、法令違憲の主張の中で、明確性の原則を後で書いているのは気になります。文面上違憲の主張は弁護側としては一撃必殺なので、弁護側の主張としては先に書く方が理解している旨を伝えられると思います。

また、適用違憲について、危険発生の程度がどの程度まで必要かという観点で書いている点が大変良かったと思います。本件条例 2 条の「おそれ」に着目した答案はありませんでした。ただ、一つ進めるならば、せっかく明確性の原則を法令違憲の主張の中で書いているので、この点を活かすこともやってみたら良いのではないかと思います。つまり、法令の規制対象が過度広範といえるかという議論の中を「本件条例 2 条の「おそれ」はどの程度のおそれかを考慮していない。観念的なおそれでも足りるとしているのが過度に広範で違憲だ。」としておいて、限定解釈（適用違憲）段階ではそれに沿った規範立てをするということです。

2 答案について

ナンバリングは第 1、1、(1)としていくのが一般的です。わざと崩す必要はないのではないかと思います。

下記の点数配分についてですが、配点表自体は先生の出題の通りですが、私の感覚による点が大きいです。あまり気にしないでください。

修了生 目瀬健太

法令違憲の主張 (20 点)	1 4
本件条例が表現内容規制に当たること、それゆえ慎重な合憲性の審査に服すべきであることが適切に顧慮されているか (5 点)	5
いわゆる「パブリック・フォーラム」の法理が適切に顧慮されているか (5 点)	3
条例 2 条について、漠然不明確性または過度広範性が顧慮されているか (5 点)	3
これとの関連において萎縮効果への懸念が適切に論じられているか (5 点)	3
適用違憲の主張 (20 点)	1 3
X らの発言は、直接的には T 市の住宅供給施策等に対する批判を内容としており、もっぱら A 国人への嫌がらせを内容とするものではないことが踏まえられているか (5 点)	
また、そのことが、本件集会の文脈（たとえば集会場所等）や発言内容に言及し	5

つつ論じられているか (5 点)	
T 市の具体的施策を批判する集会に本件条例を「適用」すること（つまり本件集会に中止命令を発出すること）の是非が、限定解釈やいわゆる「適用違憲」の可能性を踏まえつつ、適切に検討されているか (5 点)	5
限定解釈については、どのように「限定」するのもも含めて具体的に論じられているか (5 点)	3
想定される反論 (10 点)	6
差別煽動表現は、通常の言論と同等の保障には服さない可能性が検討されているか (5 点)	3
大音量のマイクを用いて、若者の往来も多い繁華街で催された本件集会の文脈、さらにそのような場において A 国人を「シロアリ」と呼ぶ言動がみられたことへの評価が論じられているか (5 点)	3
計 (50 点)	3 3

私が採点した 9 通中最高点は 33 点でした。30 点以上を A、29 点から 20 点を B、19 点から 10 点を C、9 点以下を D としています。ただ、上述の通り、私の主観によるものです。